

第3次

福井県動物愛護推進計画



令和5年3月
福井県

< 目 次 >

計画の趣旨、根拠および期間	1
第1章 計画の実現に向けた役割分担	2
第2章 人も動物も幸せで楽しく暮らしやすい福井を目指して	
1 計画の構成	4
2 目標および具体的な施策	
基本方針Ⅰ 人と動物の共生支援	4
基本方針Ⅱ 動物の適正な飼育の推進	6
基本方針Ⅲ 動物愛護の推進	8
基本方針Ⅳ 計画の推進体制の充実	10
第3章 計画の実現に向けて	11
資料編 語句の説明	資料編 1
関係法令（抜粋）	資料編 2



計画の趣旨、根拠および期間

1 計画の趣旨

県民と動物とのかかわり方の変化に伴い、人と動物との共生が一層重要となることから、「命あるもの」である動物に対して、また、動物に好意を抱く人、そうでない人がお互いに思いやりを持ち、共に幸せに楽しく暮らしやすい福井を目指します。

2 計画の根拠および期間

本計画は「動物の愛護及び管理に関する法律※1（以下、本計画において「法」という。）」、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針※2（以下、本計画において「基本指針」という。）」および「福井県動物の愛護および管理に関する条例※3（以下、本計画において「条例」という。）」に基づき策定します。

計画の期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間とします。

なお、状況の変化に適時的確に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



第1章

～計画の実現に向けた役割分担～

人も動物も幸せで楽しく暮らしやすい福井の実現に向けて、動物の飼い主（以下「飼い主」という。）（産業動物※4・実験動物※5の管理者を含む）、県民、行政、関係団体、動物関連事業者、動物愛護推進員※6および動物ボランティア※7が果たすべき役割について、次のとおり規定しました。

（1）飼い主（産業動物・実験動物の管理者を含む）の役割

飼い主は、その責務として法令を遵守することはもちろん、動物の生態、習性、生理を十分に認識したうえで、生涯にわたり適正に飼育しなければなりません。そのためには、飼育を開始する前に、動物を飼育することで変化する生活環境、想定される動物による危害や問題行動、動物の生涯にわたる家族構成の変化等について十分に考慮しておく必要があります。また、地域社会のマナーを守り、飼育する動物が地域の一員として受け入れられるように適切に管理することが求められるほか、災害時に備えた動物のしつけや餌等の備蓄も必要です。

（2）県民の役割

動物に好意を抱く人、そうでない人を含めた県民全体が、動物の愛護と適正な飼育に対する関心と理解を持ち、動物に関する課題を共に協力しながら解決していくことが大切です。そのためには、自身の周囲の人々が動物に対して抱く感情は様々であることを認識した上で、互いに理解しようとする努力が求められます。

（3）行政の役割

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものであるため、課題の解決には、個々のケースに応じたきめ細かな取組みが不可欠となります。

県は、動物愛護センターを中核として、健康福祉センター（保健所）、市町、関係機関および団体、動物関連事業者、動物愛護推進員ならびに動物ボランティア等と協力して、本計画の4つの基本方針に規定する施策を着実に実行していく役割があります。

また、市町は域内の飼い主に対し、動物の適正飼育に関する社会的責任の自覚を促し、動物の飼育に対する地域住民の理解を促進していく重要な役割があるほか、災害時における被災地域内のペットの救護体制や、ペットとの同行避難※8者の受入態勢等についても整備することが求められます。

（4）公益社団法人福井県獣医師会、動物愛護団体等の関係団体および動物関連事業者の役割

公益社団法人福井県獣医師会（以下「獣医師会」という。）および動物愛護団体等の関係団体は、本計画の実現を目指して、県および市町が実施する上記の施策等の推進に深く協力することが求められます。

動物取扱業者※9およびペットフード販売業者等の動物関連事業者は、その業務を通じて、動物の飼育希望者または飼育者に対し動物の飼育に関する正しい知識の普及啓発に努めることにより、本計画の推進に協力することが求められます。

（5）動物愛護推進員および動物ボランティアの役割

法第38条第1項の規定に基づき県が委嘱する動物愛護推進員には、住民に対する動物の愛護および適正飼育ならびに犬、猫等の繁殖防止措置に関する普及啓発、飼い主の求めに応じた譲渡の支援、行政が行

う動物愛護管理施策への協力、災害時における動物の保護等への協力などの役割があります。また、動物ボランティアを育成し、動物ボランティアとともに上記の活動を推進していくことが求められます。

動物ボランティアには、動物愛護センターに収容された犬猫の世話（給餌、散歩、ケージ内の清掃等）、預かりもしくは新たな飼い主探しあるいは動物愛護センターが行う動物愛護事業の情報発信もしくは運営補助などの役割があります。



第2章

～人も動物も幸せで楽しく暮らしやすい福井を目指して～

1 計画の構成

本計画は4つの「基本方針」から成り、それぞれの基本方針ごとに、目標および実施する施策を記載しています。

<基本方針>

- I 人と動物の共生支援
- II 動物の適正な飼育の推進
- III 動物愛護の推進
- IV 計画の推進体制の充実

2 目標および具体的な施策

◆◆◆◆ 基本方針 I 人と動物の共生支援 ◆◆◆◆

ペットは、飼い主に癒しと安らぎを与えてくれるかけがえのない存在です。家の中での生活はもちろんのこと、飼い主とペットが外出先で一緒に楽しい時間を過ごすことは、飼い主とペットの双方にとって気晴らしになるほか、思い出作りや飼い主同士の交流を深めるなど、人生を豊かにすることにもつながります。このため、県民の気運の醸成を図るとともに、人と動物が幸せに暮らせるための環境づくりを推進します。

一方、災害時には多くの住民が避難所での生活を余儀なくされ、同時に多くのペットも被災する恐れがあるため、ペットとの同行避難の重要性について県民に対し周知するとともに、災害時におけるペットとの同行避難者の受入態勢の整備を推進します。

また、猫の不妊手術をせずに飼い主のいない猫※10にエサやりをする人や猫の多頭飼育※11をしている人が多く、動物愛護センターにおける猫の収容頭数や苦情件数が増加しているため、飼い主のいない猫対策および多頭飼育対策を推進します。

<<目 標>>

- ①人と動物が幸せに暮らせるための環境づくりを推進します。
- ②災害時におけるペットとの同行避難者の受入態勢の整備を推進します。
- ③飼い主のいない猫対策および多頭飼育対策を推進します。

<<具体的取組み>>

(1) 人と動物が幸せに暮らせるための環境づくり

飼い主とペットとの外出を楽しいものにするためには、飼い主側の理解（しつけ、健康管理、ルールへの順守等）だけでなく、ペットを受け入れる施設側の配慮（ペットの習性や生理についての知識、飼い主の

心理や行動パターンへの理解等)も不可欠です。そのため、飼い主側および施設側双方の課題と要望等を調査し、学識経験者や事業者等とともに方策を協議するとともに、映像やイベント等を通じて県民に情報発信し、動物に好意を抱く人、そうでない人を含めた県民全体が動物と幸せに暮らせるための環境づくりを推進します。



(2) 災害時におけるペットとの同行避難者の受入態勢の整備



ペットとの同行避難は、飼い主やペットの命を保護するだけでなく、地域住民の安全や地域の生活環境の保全を確保するためにも重要であることから、獣医師会等との災害協定※12の締結、市町・飼い主・ボランティア等を対象とした同行避難に関する研修会の開催、人と動物の居場所の棲み分けにより安全かつ気持ちよく過ごせる避難場所の確保、ペットとの同行避難に関する訓練の実施などを通じて、災害時におけるペットとの同行避難者の受入態勢の整備を図ります。

(3) 飼い主のいない猫対策・多頭飼育対策の推進

動物愛護センターにおける猫の収容頭数や苦情件数を減らし、処分頭数を削減するため、飼い主のいない猫の不妊手術の助成事業を行う市町の拡大を図るとともに、猫多頭飼育者が行う不妊手術への支援の仕組みについて検討します。



・飼い主のいない猫の不妊手術助成事業を行う市町の拡大

獣医師会による「飼い主のいない猫の不妊手術支援事業」をベースに、飼い主のいない猫の不妊手術助成事業を行う市町の拡大を図ります。また、飼い主のいない猫に関する苦情が発生した地域における啓発チラシの作成や講習会の開催等を通じて、助成事業を行う市町の取組を支援します。

・地域における飼い主のいない猫の適正管理への支援

地域において不妊手術後の飼い主のいない猫の飼育管理等を行うためには、当該地域の住民の一定の共通理解と活動に対する容認が前提となるため、当該活動の周知を徹底した上で、ルールに基づき実施する必要があります。市町、自治会、関係団体等と意見交換を行い、当該飼い主のいない猫の適正管理を行うためのルール作り等を支援します。

・猫多頭飼育者が行う不妊手術への支援

猫多頭飼育者には高齢者等の生活弱者の方が多く、また、猫の多頭飼育者を対象とした不妊手術支援制度がないため、経済的負担により手術が進まない現状があります。今後、獣医師会と連携して、多頭飼育者が行う不妊手術への支援の仕組みを検討します。また、社会福祉部局と連携の上、高齢者のみで猫を飼育している世帯に対し、不妊手術や猫の飼育ができなくなった場合の備えなどについて啓発します。



◆◆◆◆ 基本方針Ⅱ 動物の適正な飼育の推進 ◆◆◆◆

飼い主が、その責務として、動物の鳴き声や糞尿等による迷惑を防止し、人の生命、身体、財産に危害を加えることのないようその生涯にわたって適切に飼育することは、人と動物が共生する社会を実現するための根底となるものです。

本県では、動物の不適正な飼育等に起因して周辺的生活環境が損なわれたなどの苦情の件数が、年間500件以上寄せられています。

飼い主は、自分が第三者に対する加害者になり得ることについての認識が希薄な傾向にありますが、全ての飼い主が加害者になり得るとともに、全ての人が被害者になり得るとの認識のもと、飼い主は、社会的責任を十分に自覚して、周囲の人の迷惑とならないよう動物の生態に合った終生飼養※13や繁殖の制限、マイクロチップ※14や鑑札等による所有者明示を行うなど、適正な飼育に努めなければなりません。

こうしたことから、動物を適正に飼育することができる飼い主の育成を推進して苦情件数の削減を図ります。

また、動物取扱業者および特定動物※15飼養者に対する監視指導を徹底するとともに、動物虐待等の案件に係る警察機関等との連携を強化します。

〈目 標〉

- ①動物の適正な飼育を行う飼い主を育成します。
- ②動物取扱業者および特定動物飼養者に対する監視指導を徹底します。
- ③動物虐待等の案件に係る警察機関等との連携を強化します。

〈具体的取組み〉

(1) 動物の適正な飼育を行う飼い主の育成

飼い主一人ひとりに動物に関する知識を広めることにより、動物の生態に合った適正な飼育を行うことが周辺住民の迷惑防止につながる、という自覚をもつ飼い主を育成します。

・適正飼育講習の実施

動物愛護センターに収容された犬猫の譲渡の前や動物愛護教室等の際に、次の内容を盛り込んだ適正飼育講習を実施します。

- ・法令の遵守
- ・動物の生態、習性等に対する理解（安易な飼育開始や迷惑の防止）、病気の予防（動物病院におけるワクチン接種、健康診断等の受診）、終生飼養、みだりな繁殖の防止（不妊去勢手術の推進）
- ・ペットの所有者明示の推進（マイクロチップ、鑑札等の装着）

・犬のしつけ教室の実施

動物愛護センターや市町の公共施設等において、犬の飼い主に対し、正しいしつけ方法や災害時を想定したしつけ等を教えることにより、不適正な飼育に起因した苦情の減少につなげるとともに、ペットの災害対策の推進を図ります。



・引取り※16の厳格化

平成24年および令和元年の法改正により、所有者からの犬猫の引取りおよび所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合が規定されました。動物愛護センターに犬猫の引取りを求める者に対して、法の趣旨に照らし、引取りを求める相当の理由があるか確認を徹底することにより、安易な引取りの防止および引取頭



数の削減を図ります。

(2) 動物取扱業者に対する監視指導

動物の飼育に関する責任や義務について十分に理解しないまま、安易に動物を購入した飼い主が、想定外の問題に遭遇したために終生飼養を諦め、動物愛護センターに引取りを求めるということが発生しないように、動物販売業者に対する指導（購入希望者への動物の現物確認、対面説明等の実施）を徹底します。

また、令和元年の法改正により、動物取扱業における基準の具体化に関する改正が行われ、犬猫の飼養管理基準（数値基準の設定等）、動物取扱責任者の要件の厳格化、動物に関する帳簿の備付けの義務化、勧告および命令の権限強化等について規定されました。動物取扱業者に対する年1回以上の監視指導や動物取扱責任者研修を通じて、これらの規制内容に係る履行状況の確認および周知を徹底します。

(3) 特定動物飼養者に対する監視指導

令和元年の法改正により、人に危害を加えるおそれが高いため飼養保管許可が必要な特定動物について、愛玩目的での飼養または保管が禁止されるとともに、特定動物が交雑して生じた動物が規制対象に追加されました。これらの新たな規制内容について、特定飼養施設に対する年1回以上の監視指導の際に周知するとともに、飼養施設基準の遵守、マイクロチップ装着等による個体識別の実施について確認を徹底します。

(4) 実験動物および産業動物の適正な取扱いの啓発

学校、試験研究機関等の実験動物飼養施設における実験動物および産業動物（産業等の利用に供するため、飼養または保管している哺乳類および鳥類に属する動物）の飼養保管および科学上の利用について、国が示すそれぞれの飼養保管等基準に基づく適正な取扱いを推進します。

・取扱い状況の把握と周知

国が実施する取扱い状況の調査を通じて、実験動物または産業動物の飼養施設や管理状況等について把握するとともに、国が示すそれぞれの飼養保管等基準の周知を図ります。

・3Rの原則の啓発

実験動物の取扱いの基本的考え方である3Rの原則（代替法の活用、使用数の削減、苦痛の軽減）について配慮するよう啓発します。

(5) 人と動物の共通感染症に関する啓発

狂犬病をはじめとする人と動物の共通感染症について情報を収集し、必要に応じて市町、獣医師会等に情報提供するとともに、一般飼い主に対する啓発資料として活用します。

(6) 動物虐待等の案件に係る警察機関等との連携強化

動物の遺棄、不適正な飼育または虐待に関する苦情相談について、動物愛護センターおよび健康福祉センターの相談窓口や「動物あいごダイヤル」を活用して、県民から広く情報を収集します。また、該当事例に対しては、警察機関および市町等と連携協力して、迅速に対応します。



◆◆◆◆ 基本方針Ⅲ 動物愛護の推進 ◆◆◆◆

動物愛護の基本は、動物をみだりに殺し、傷つけまたは苦しめることのないよう取り扱うことや、その生理、生態、習性等を考慮して適正に取り扱うことです。また、社会における生命尊重、友愛等の情操の涵養を図り、「命あるもの」である動物に対して優しいまなざしを向ける態度が求められます。

特に子どもが心豊かに育つ上で、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、動物とのふれあいやペットの適正な飼育の経験が重要であるため、関係機関との連携協力のもと、様々な機会を捉えて子どもの動物愛護意識を養っていきます。

また、動物と一緒に過ごすことで得られる癒しの効果は、特に高齢者や障がい者に対して安らぎや活動意欲の向上など、生活改善や機能回復につながると期待されているため、高齢者や障がい者によるペットの飼育を支援します。

さらに、動物愛護推進員や動物ボランティアが地域における活動を積極的に行えるような仕組みづくりを行い、県民全体で動物愛護を推進する気運の醸成を図ります。

上記の取組の結果、やむを得ず動物愛護センターに収容された動物については、関係団体等との情報共有により、飼い主への返還※17および新しい飼い主を探す体制を強化して譲渡※18を推進し、処分頭数※19の削減を図ります。

＜目 標＞

- ①子どもの動物愛護意識を醸成します。
- ②高齢者や障がい者によるペットの飼育を支援します。
- ③県民全体で動物愛護を推進する気運の醸成を図ります。
- ④収容動物の返還および譲渡を推進します。

＜具体的取組み＞

(1) 子どもの動物愛護意識の醸成

動物愛護センターに収容された犬猫とのふれあい体験や動物愛護教室の開催、また、獣医師会が推進する学校飼育動物活動※20への支援を通じて、子どもの動物愛護意識の醸成を図ります。



・ふれあい体験の実施

動物愛護センターに収容された犬猫とのふれあいにより、生き物の命の温かさを感じてもらうほか、給餌、清掃、散歩、爪切りなど日常の飼育体験を通じて、「命を守る責任」について啓発します。

・動物愛護教室の実施

こども園や小学校等を訪問して、動物の習性や命の大切さ、ペットの適正飼育等について伝え、動物愛護への理解を深めます。

・学校飼育動物活動の支援

学校における動物の飼育活動を通じて、子どもたちが「命あるもの」の世話の大変さや命の重みを体験し、それにより命を大切にすることを育てることができるよう、獣医師会が推進する学校飼育動物活動の普及を支援します。

(2) 高齢者や障がい者によるペット飼育の支援

高齢者施設や障がい者支援施設等に対し、ペットと共に生活するための環境の整備や飼育に関するアドバイスを行うとともに、ペットの飼育が可能であると動物愛護センターが



確認した施設について、動物愛護センターに収容された犬猫の譲渡を推進します。

また、犬猫を生涯飼育することは困難でも、一時的な預かりであれば飼育が可能な高齢者等に預かりボランティアを依頼するなどして、高齢者等によるペットの飼育を支援します。

(3) 動物愛護推進員、動物ボランティアによる活動の支援

地域において動物の愛護および適正飼育に関する施策を効果的かつ継続的に推進するため、その地域に根ざした活動を行う動物愛護推進員および動物ボランティアと協力、連携するとともに、その活動を支援します。

・動物愛護推進員の活動支援

動物に関する知識や動物ボランティア活動の経験が豊富であり、また、熱意と協調性をもって活動を行い、なおかつ、動物ボランティアを育成していくことができる人を、動物愛護推進員に委嘱します。

・動物ボランティアの拡大および活動支援

動物ボランティアの種別の追加（飼い主からの飼育相談や高齢飼育者の身守りなどに対応する相談ボランティア等）、動物ボランティア募集の広報強化などにより動物ボランティアを拡大し、県内の全市町における動物ボランティアの配置を目指します。

(4) 県民全体での動物愛護の推進

県民全体で動物愛護を推進する気運を醸成するため、動物愛護週間※21（毎年9月20日～26日）や日頃の地域活動、各種行事など様々な機会を活用し、市町や関係機関および団体と協力して、動物愛護に関する啓発事業を開催します。

(5) 収容動物の返還の推進

動物愛護センターに収容された犬猫のうち、飼い主がいると推定される犬猫について、所有者明示（マイクロチップ、鑑札等）の確認、市町や関係団体等との連携、保護場所周辺における聞き取りやチラシ掲載、ホームページやSNSの活用等により広く情報を収集し、飼い主への返還を推進します。

(6) 収容動物の譲渡の推進

犬猫譲渡会の開催やボランティア譲渡の推進により、動物愛護センターに収容された犬猫の新しい飼い主を見つける機会を増やして、処分頭数の削減を図ります。

・動物の健康および安全の保持

動物愛護センターに収容された犬猫の健康管理および感染症対策ならびに飼育管理室等の衛生管理について、獣医師会からの助言等を踏まえて管理方法を精査し、譲渡を推進するための体制を整備します。

・犬猫譲渡会の実施

動物愛護センターや市町の公共施設等において、犬猫譲渡会を実施します。なお、譲渡前には適正飼育講習会を、譲渡後には飼育状況に関するアンケート調査や必要に応じて飼育に関するアドバイスを実施し、新たに飼い主となる方の適正飼育を推進します。また、より多くの県民が安心して犬猫譲渡会に参加できるよう、開催形態（開催日時、回数、場所など）について検討と工夫を重ねていきます。

・譲渡を支えるボランティアとの連携

犬猫譲渡会で新たな飼い主を見つけることができなかった犬猫を引き受けて、新たな譲渡先を探す譲渡ボランティアを県内外から募集し、ボランティア譲渡を推進します。

◆◆◆◆ 基本方針Ⅳ 計画の推進体制の充実 ◆◆◆◆

本計画を効果的に推進していくためには、これを支える体制の充実が重要です。このため、市町および関係団体等との連携、動物愛護管理推進協議会※22の運営、動物愛護センターを中核とした施策の展開により、計画の進捗管理や実施体制の一層の強化を図ります。

＜目 標＞

- ①市町および関係団体等との連携を一層強化します。
- ②動物愛護管理推進協議会において、計画の進捗管理や動物愛護推進員の活動支援等を行います。
- ③動物愛護センターを中核とした施策を展開します。

＜具体的取組み＞

（1）市町および関係団体等との連携の強化

地域住民と密接な関係にある市町、獣医師会等の関係団体および動物愛護推進員、動物ボランティア等との意見交換や研修会を定期的で開催するなどにより、連携を強化します。

また、これらの団体等と協力して、動物の愛護および適正飼育の普及啓発、また、人と動物の共生支援に関する県民意識の醸成など様々な課題に対応するための体制を整備し、本計画における施策の推進を図ります。

（2）動物愛護管理推進協議会による計画の進捗管理等

各種団体の代表、動物の飼育等に関し専門の知識を有する者および市町や県の代表で構成する動物愛護管理推進協議会において、年次ごとに計画の進捗状況を確認し、その状況に応じて計画を推進させるための助言を行うほか、計画の見直し等の際は講ずべき施策等について慎重に検討し、必要な提言を行います。

また、動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動の在り方、活動への支援、人材育成等に関し必要な協議を行うなど、計画の実効性を高めます。

（3）動物愛護センターを中核とした施策の展開

本県では、収容動物の返還や譲渡等の動物の管理に係る施策に一定の成果を上げてきました。引き続き、動物愛護センターを中核として、動物愛護や適正飼育をより一層推進するための施策を展開し、人も動物も幸せに楽しく暮らしやすい共生社会の実現を目指します。



第3章

～計画の実現に向けて～

本計画が、その目的のとおり達成されたかを確認するため、施策の実効性を計る指標（数値目標）として次の5つの「動物愛護管理指標」を設定しました。

(1) ペットとの同行避難の受入が可能な避難所の整備： **全市町**

【同行避難の受入可能な避難所の現状】

令和4年末現在、県内においてペットとの同行避難の受入が可能な避難所がある市町は8市町にとどまっています。

【指標の設定】

各市町の同行避難の受入態勢が十分に整備されていないため、県内全ての市町において、同行避難の受入が可能な避難所の整備を目指します。なお、計画期間中に指標を達成した場合も、同行避難の受入態勢が十分に整備された避難所の拡充に努めます。

(2) 飼い主のいない猫の不妊手術助成事業を行う市町の拡大： **全市町**

【助成事業を行う市町の現状】

令和4年末現在、県内において飼い主のいない猫の不妊手術助成事業を実施している市町は9市町にとどまっています。

【指標の設定】

県全体での飼い主のいない猫の不妊手術体制の整備を推進するため、県内全ての市町において、飼い主のいない猫の不妊手術助成事業の実施を目指します。なお、計画期間中に指標を達成した場合も、当該助成事業における手術対象頭数の拡充に努めます。

(3) 動物の不適正な飼育に起因する苦情件数の削減： **350件以下**

【苦情件数の推移】

令和3年度の苦情件数は679件（犬299件、猫380件）であり、第2次計画策定時（平成25年度：犬328件、猫187件）と比較して犬は約9%の減少にとどまり、逆に猫については倍以上に増加しています。

【指標の設定】

第2次計画の数値目標よりも多い件数で推移しているため、引き続き、苦情件数350件以下を目指します。なお、計画期間中に指標を達成した場合も、その後の安定した苦情件数の削減に努めます。

(4) 犬猫の収容頭数の削減： **600頭以下**

【犬猫の収容頭数の推移】

令和3年度の犬猫の収容頭数は704頭（犬89頭、猫615頭）であり、第2次計画策定時（犬261頭、猫692頭）と比較して犬は約65%減少していますが、猫は約11%の減少にとどまっています。また、平成30年度の動物愛護センターの開設以降、収容頭数は296頭増加しており、このうち子猫の収容頭

数が256頭増加しているなど、子猫の収容頭数の増加が顕著となっております。

【指標の設定】

近年、収容頭数が増加傾向にあり、第2次計画の数値目標を超えているため、引き続き、収容頭数600頭以下を目指します。なお、計画期間中に指標を達成した場合も、その後の安定した収容頭数の削減に努めます。

(5) 犬猫の処分頭数の減少： **60頭以下**

【処分頭数の推移】

令和3年度の処分頭数は54頭（全て猫、かつ収容中の自然死）であり、第2次計画策定時（犬37頭、猫397頭）と比較して約87%減少し、令和5年度末までの目標である400頭以下を達成しました。なお、平成29年度以降、殺処分頭数はゼロとなっております。

【指標の設定】

収容頭数の指標の10分の1以下となる処分頭数60頭以下を目指します。なお、計画期間中に指標を達成した場合も、その後の安定した処分頭数の削減に努めます。



資料編

<語句の説明>

※1 動物の愛護及び管理に関する法律

昭和48年法律第105号。令和元年6月に改正され、令和2年6月1日から施行された。

※2 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

法第5条に規定されている「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成18年環境省告示第140号）。令和2年4月に改正され、令和2年6月1日から適用された。

※3 福井県動物の愛護および管理に関する条例

平成18年条例第20号。飼い主の遵守事項や動物の譲渡等について規定されている。

※4 産業動物

産業等の利用に供するため、飼養し、または保管している哺乳類および鳥類に属する動物をいう。

※5 実験動物

実験等の利用に供するため、施設で飼養または保管をしている哺乳類、鳥類または爬（は）虫類に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。

※6 動物愛護推進員

地域における動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうち、動物の愛護や適正飼養の普及啓発、動物の不妊措置に関する助言、譲渡のあっせん、動物愛護行政への協力、災害時における動物の保護等への協力などの活動を行うものとして、都道府県知事等から委嘱を受けた者をいう。

※7 動物ボランティア

本計画に基づく動物愛護事業への協力を希望し、動物愛護センターにおいて登録を受けた者をいう。

※8 同行避難

災害時に、飼い主が飼育しているペットと共に、避難所等まで移動を伴う避難行動をすることをいう。

※9 動物取扱業者

法により第一種動物取扱業者と第二種動物取扱業者に区分される。第一種動物取扱業者（動物の販売、保管、貸出、訓練、展示、競りあっせん、譲受飼養を営利目的で業として行う者）は、基準等を満たした上で、都道府県知事等の登録を受ける必要がある。また、飼養施設を設置して営利を目的とせず一定数以上の動物の取扱いを行う場合は、第二種動物取扱業者（動物の譲渡し、保管、貸出、訓練、展示を非営利で業として行う者）として、都道府県知事等に届出を行う必要がある。

※10 飼い主のいない猫

飼い主がおらず、かつ、飼い主以外にその猫の食事や糞尿などの管理を行う者もない「野良猫」および地域の中で適切に飼育管理されている、特定の飼い主のいない「地域猫」のことをいう。

※11 多頭飼育

飼い主の飼育管理能力を超える多数の動物を飼育しているなかで、適切な飼育管理ができないことにより、飼い主の生活状況の悪化、動物の状態の悪化、周辺的生活環境の悪化のいずれか、または複数が生じている状況をいう。

※12 災害協定

自治体が、獣医師会や民間団体・企業との間で、ペットの災害対策（負傷動物等の搬送、応急治療、一時預かり、譲渡活動等にかかる連携・支援体制等）について締結される協定をいう。

※13 終生飼養

動物の所有者が、その所有する動物の飼養または保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養することをいう。

※14 マイクロチップ

動物の飼い主に関する情報および動物の個体の識別のための情報を、適正に管理、伝達するために必要な機器であって、個々の機器を識別するための識別番号が電磁的方法により記録されたものをいう。

※15 特定動物

人の生命、身体または財産に害を加えるおそれがある動物として政令（動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号））で定める動物であり、原則として、その飼養または保管は禁止されている。

※16 引取り

法の規定により、都道府県等は、所有者または拾得者から犬または猫の引取りを求められた場合は、これを引き取らなければならない。ただし、引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、その引取りを拒否することができる。

※17 返還

法や条例の規定により収容された動物の所有者を発見し、当該所有者に当該動物を引き渡すことをいう。なお、返還に際し、所有者は手数料を納付しなければならないと条例で規定されている。

※18 譲渡

法や条例の規定により収容された動物であって、所有者がいないと推測されるもの等について、その飼育を希望する者を募集し、当該希望者に譲り渡すことをいう。

※19 処分頭数

基本指針で定める殺処分の3分類（①譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）、②①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）、③引取り後の死亡）に基づく殺処分数をいう。なお、県では平成29年度以降、①および②による殺処分数はゼロで推移している。

※20 学校飼育動物活動

子どもたちが体温や心臓の鼓動を感じることができ、生きていることのぬくもりを肌で感じることでできる学校飼育動物（モルモット等）を愛情をもって飼育し、子どもたちの生命を大切にす気持ちや思いやりの心を育てる活動をいう。

※21 動物愛護週間

動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにする（その趣旨にふさわしい行事を実施する）ために設けられた週間であり、9月20日から26日までと規定されている。

※22 動物愛護管理推進協議会

都道府県等や動物愛護について普及啓発を行う団体等が、動物愛護推進員の委嘱の推進や活動に対する支援等に関して必要な協議を行うために組織された協議会をいう。

<関係法令>

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）抜粋

（目的）

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

（普及啓発）

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

（動物愛護週間）

第四条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めなければならない。

（基本指針）

第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2～4 （省 略）

（動物愛護管理推進計画）

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項

3 動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

5 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するよう努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は

保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（動物販売業者の責務）

第八条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、その適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明をしなければならない。

- 2 動物の販売を業として行う者は、購入者の購入しようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。

（地方公共団体の措置）

第九条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。

（第一種動物取扱業の登録）

第十条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項及び第二十一条の四において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。第二十二条の五を除き、以下同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節、第三十七条の二第二項第一号及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで（第二十五条第七項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。

2～3 （省 略）

（基準遵守義務）

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

- 2 前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点から踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

四 動物の疾病等に係る措置に関する事項

五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

3～4 （省 略）

(感染性の疾病の予防)

第二十一条の二 第一種動物取扱業者は、その取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその取り扱う動物の感染性の疾病の予防のために必要な措置を適切に実施するよう努めなければならない。

(動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等)

第二十一条の三 第一種動物取扱業者は、第一種動物取扱業を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になった場合には、当該動物の譲渡しその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(販売に際しての情報提供の方法等)

第二十一条の四 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、その事業所において、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行った者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

(動物に関する帳簿の備付け等)

第二十一条の五 第一種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者（次項において「動物販売業者等」という。）は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有し、又は占有する動物について、その所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

- 2 動物販売業者等は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 一 当該期間が開始した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
 - 二 当該期間中に新たに所有し、又は占有した動物の種類ごとの数
 - 三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数
 - 四 当該期間が終了した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
 - 五 その他環境省令で定める事項

(動物取扱責任者)

第二十二条 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから、動物取扱責任者を選任しなければならない。

- 2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならない。
- 3 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。次項において同じ。）を受けさせなければならない。
- 4 都道府県知事は、動物取扱責任者研修の全部又は一部について、適当と認める者に、その実施を委託することができる。

(犬猫等健康安全計画の遵守)

第二十二条の二 犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

(獣医師等との連携の確保)

第二十二条の三 犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする犬猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。

(終生飼養の確保)

第二十二条の四 犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となつた犬猫等について

も、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。

(幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)

第二十二條の五 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

(犬猫等の検案)

第二十二條の六 都道府県知事は、犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生の状況に照らして必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内にその所有する犬猫等に係る死亡の事実が発生した場合には獣医師による診療中に死亡したときを除き獣医師による検案を受け、当該指定期間が満了した日から三十日以内に当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずることができる。

(勧告及び命令)

- 第二十三條** 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一條第一項又は第四項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一條の四若しくは第二十二條第三項の規定を遵守していないと認めるとき、又は犬猫等販売業者が第二十二條の五の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
 - 3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者が前二項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
 - 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 5 第一項、第二項及び前項の期限は、三月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(報告及び検査)

- 第二十四條** 都道府県知事は、第十条から第十九條まで及び第二十一條から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等)

- 第二十四條の二** 都道府県知事は、第一種動物取扱業者について、第十三條第一項若しくは第十六條第二項の規定により登録がその効力を失つたとき又は第十九條第一項の規定により登録を取り消したときは、その者に対し、これらの事由が生じた日から二年間は、期限を定めて、動物の不適な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺の生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告をすることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 3 都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十三條第一項若しくは第十六條第二項の規定によりその登録が効力を失い、又は第十九條第一項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
 - 4 (省 略)

(第二種動物取扱業の届出)

第二十四條の二の二 飼養施設（環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）を設置して動物の取扱業（動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの（以下この条において「その他の取扱い」という。）を業として行うことをいう。以下この条及び第三十七條の二第二項第一号において「第二種動物取扱業」という。）を行おうとする者（第十条第一項の登録を受けるべき

者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。)は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一～七 (省 略)

(周辺の生活環境の保全等に係る措置)

第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係る場所の立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

6 (省 略)

7 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市の長を除く。)に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

(特定動物の飼養及び保管の禁止)

第二十五条の二 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(その動物が交雑することにより生じた動物を含む。以下「特定動物」という。)は、飼養又は保管をしてはならない。ただし、次条第一項の許可(第二十八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの)を受けてその許可に係る飼養又は保管をする場合、診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいう。)において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第二十六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という。)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 (省 略)

(報告及び検査)

第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(犬及び猫の引取り)

第三十五条 都道府県等(都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)その他政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等(都道府県等の長をいう。以下

同じ。)は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。

- 3 前二項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。
- 4 都道府県知事等は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行つた犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。
- 5 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
- 6 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。
- 8 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

（負傷動物等の発見者の通報措置）

- 第三十六条** 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。
- 2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。
 - 3 前条第七項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

（犬及び猫の繁殖制限）

- 第三十七条** 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。
- 2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

（動物愛護管理センター）

- 第三十七条の二** 都道府県等は、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設において、当該部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 動物愛護管理センターは、次に掲げる業務（中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市にあつては、第四号から第六号までに掲げる業務に限る。）を行うものとする。
 - 一 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。
 - 二 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。
 - 三 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。
 - 四 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。
 - 五 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
 - 六 その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

（動物愛護管理担当職員）

- 第三十七条の三** 都道府県等は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項及び第三項並びに第四十一条の四において「動物愛護管理担当職員」という。）を置く。
- 2 （省 略）
 - 3 動物愛護管理担当職員は、その地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知

識を有するものをもって充てる。

(動物愛護推進員)

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をする事。
- 五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする事。

(協議会)

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

(マイクロチップの装着)

第三十九条の二 犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫を取得した日（生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップ（犬又は猫の所有者に関する情報及び犬又は猫の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に必要な機器であつて識別番号（個々の機器を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録されたもののうち、環境省令で定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）を装着しなければならない。ただし、当該犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき並びにマイクロチップを装着することにより当該犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

2 犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならない。

(マイクロチップ装着証明書)

第三十九条の三 獣医師は、前条の規定により犬又は猫にマイクロチップを装着しようとする者の依頼を受けて当該犬又は猫にマイクロチップを装着した場合には、当該マイクロチップの識別番号その他環境省令で定める事項を記載した証明書（次項及び第三十九条の五第三項において「マイクロチップ装着証明書」という。）を当該犬又は猫の所有者に発行しなければならない。

2 (省 略)

(取外しの禁止)

第三十九条の四 何人も、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは除き、当該犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならない。

(登録等)

第三十九条の五 次の各号に掲げる者は、その所有する犬又は猫について、当該各号に定める日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

一～二 (省 略)

2 登録を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一～三 (省 略)

3 登録を受けようとする者（第一項第一号に掲げる者に限る。）は、前項の申請書に、マイクロチップ装着証明書を

添付しなければならない。

- 4 環境大臣は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録を受けた者に対し、その所有する犬又は猫に関する証明書（以下この章において「登録証明書」という。）を交付しなければならない。
- 5 登録証明書には、環境省令で定める様式に従い、登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号その他の環境省令で定める事項を記載するものとする。
- 6 登録を受けた者は、登録証明書を亡失し、又は登録証明書が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、登録証明書の再交付を受けることができる。
- 7 環境大臣は、登録に係る事項を記録し、これを当該登録が行われた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
- 8 登録を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項その他の環境省令で定める事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、変更を生じた日から三十日を経過する日までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 9 登録を受けた犬又は猫の譲渡は、当該犬又は猫に係る登録証明書とともにしなければならない。

（変更登録）

- 第三十九条の六** 次に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、犬又は猫を取得した日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに変更登録を受けなければならない。
- 一 登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者
 - 二 犬猫等販売業者以外のものであつて、登録を受けた犬又は猫を当該犬又は猫に係る登録証明書とともに譲り受けたもの
- 2 （省 略）

（狂犬病予防法の特例）

- 第三十九条の七** 環境大臣は、犬の所有者が当該犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に登録又は変更登録を受けた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下この条において同じ。）の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。
- 2 前項の規定により市町村長が通知を受けた場合における狂犬病予防法第四条の規定の適用については、当該通知に係る犬の所有者が当該犬に係る登録又は変更登録を受けた日において、当該犬の所有者から同条第一項の規定による犬の登録の申請又は同条第五項の規定による届出があつたものとみなし、当該犬に装着されているマイクロチップは、同条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなす。
 - 3 環境大臣は、犬の所有者から第三十九条の五第八項（第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。
 - 4 前項の規定により市町村長が通知を受けたときは、当該通知に係る届出があつた日において、当該届出をした犬の所有者から狂犬病予防法第四条第四項の規定による届出があつたものとみなす。
 - 5 第二項の規定により狂犬病予防法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップが装着されている犬の所有者は、その犬から当該マイクロチップを取り除いた場合その他の厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、その旨を届け出なければならない。
 - 6 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。
 - 7 前項の場合における狂犬病予防法第四条第三項の規定の適用については、同項中「前項の鑑札」とあるのは、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十九条の七第六項の鑑札」とする。

（死亡等の届出）

- 第三十九条の八** 登録を受けた犬又は猫の所有者は、当該犬又は猫が死亡したときその他の環境省令で定める場合に該当するときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（都道府県等の指導及び助言）

- 第三十九条の九** 都道府県等は、第三十九条の二から前条までに規定する措置が適切になされるよう、犬又は猫の所有者に対し、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

（動物を殺す場合の方法）

第四十条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

- 2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。
- 3 前項の必要な事項を定めるに当たつては、第一項の方法についての国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

第四十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

- 2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。
- 3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥つている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。
- 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

(獣医師による通報)

第四十一条の二 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成18年環境省告示第140号) 抜すい

第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方 (省 略)

第2 今後の施策展開の方向

1 基本的視点

(1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進

動物の愛護及び管理に関する活動は、古い歴史を有し、多くの貢献をしてきたが、適切な愛護及び管理の基盤となるべき国民共通の理解の形成までには至っていない。人と動物の共生する社会の実現を図るためには、今後とも、多くの国民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促していく施策を、学校、地域、家庭等において展開し、社会を構成する全ての当事者が、適正飼養の観点から必要な取組を推進するとともに、国民の動物に対する考え方が多様であることを前提に、目指す社会の姿や動物の取扱いに関する行為規範の在り方について、中長期的に検討していく必要がある。

(2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ

動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物、危険な動物(特定動物)等であり、人の占有に係る動物が幅広く対象とされている。その施策の分野も、普及啓発、飼養保管、感染症予防、流通、調査研究等、広範囲にわたっており、様々な実施主体によって、それぞれに関係法令等に基づく施策が進められている。一方、動物の愛護及び管理に関する問題は、国民のライフスタイルや価値観等の在り方に深く関わるものであるという性質を有し、施策の効果や結果がすぐには現れないものが多い。また、動物の愛護及び管理の分野においても、科学的・客観的な知見等の収集と政策の目的や効果の明確化を行い、適切な情報共有を通じて証拠に基づく政策立案(EBPM; Evidence - based Policymaking)を推進していくことが求められている。各種施策を着実に進めていくためには、長期的に、かつ科学、法律、倫理・動物観、生活・経済等の多角的な視点から動物の取扱いを検討し、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えた目標及びその達成手段等を設定して、総合的かつ体系的に取組を進めていく必要がある。

(3) 関係者間の協働関係の構築

法の施行に関する事務の多くは、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)の所掌するところとなっているが、その事務を円滑かつ効果的に進めるためには、都道府県、指定都市及び中核市にとどまらない

全ての地方公共団体の関与の下に、動物の愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得ながら、その施策の展開を図っていくことが肝要である。

動物の愛護と管理をめぐる課題に、地域の実情も踏まえて効果的に取り組むためには、指定都市及び中核市以外の市区町村を含む行政間及び行政内の部局間の連携や、動物愛護推進員や動物愛護の地域ボランティア及び民間団体の協力が重要であり、このためには、国、地方公共団体等の行政機関、獣医師会、企業、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関、地域ボランティア等の適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークが国及び地域のレベルにおいて重層的に作られていくようにする必要がある。取組に際しては、相互理解に基づく多様な関係者の主体的な参画・協働によって、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会課題の同時解決を図る視点が必要である。

(4) 施策の実行を支える基盤の整備

動物の愛護及び管理に関する施策の実行を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。具体的には、国及び地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、関係団体や動物愛護推進員の育成と活動支援並びに災害対応や多様な関係者の参画・協働にも役立つ地域拠点としての動物愛護管理センターを始めとした動物愛護管理施設の機能の拡充等が必要である。また、国は、地方公共団体等の取組を支える科学的・客観的な知見やデータ等の蓄積による調査研究の推進、ガイドライン等の作成、研修会の開催等を通じた技術的支援を行うことなどにより、施策の実施体制のより一層の強化を図る必要がある。

2 施策別の取組

施策別の取組は次のとおりである。関係機関等は、これらの施策について、令和12年度までにその実施が図られるように努めるものとする。

(1) 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成

①現状と課題

動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が、終生飼養の責務、動物の虐待の防止及び動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要である。このため、国、地方公共団体等によって、動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきており、徐々に浸透しつつあるが、まだ十分ではない。また、国民の動物に対する考え方が多様であることを前提に、社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、その整理と相互理解の醸成に向けた取組の必要性が指摘されている。こうした現状を踏まえつつ、動物の愛護及び管理の意義等に関する国民の理解を更に推進する必要がある。

また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められている。このような現状において、国及び地方公共団体、動物愛護推進員、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等を始めとした関係者の連携協力の下に、様々な機会を捉えて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められている。

②講ずべき施策

ア 国及び地方公共団体は、動物愛護推進員、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施すること。特に、所有者等の責務のうち、逸走の防止、終生飼養及び適切な繁殖制限措置を講ずることについて積極的に広報すること。

イ 社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、幅広い関係主体の参画による議論を活性化しつつ、中長期的に検討していくこと。

ウ 動物を見せることや動物と触れ合うことを目的とした、動物の展示利用については、多種多様な利用形態ごとに意義と課題を整理するとともに、情操の涵養等、その効用を効果的にもたらすこと及び感染性の疾病の予防等、動物の健康及び安全を確保することの双方の観点から、展示利用における動物の取扱いに関する基本的な考え方を整理・検討すること。また、学校飼育動物の取扱いに関しても同様に基本的な考え方を整理・検討すること。

(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保並びに返還・譲渡の促進

①現状と課題

適正飼養を推進するためには、飼い主に対する教育が重要であり、国、地方公共団体等によって、そのための様々な取組が行われてきているが、依然として安易な購入と飼養放棄、遺棄、虐待等の問題が一部において発生している。こうした問題を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「令和元年改正法」という。）により、遺棄、虐待等に対する罰則の引上げ等が行われた。

また、都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数は、平成16年度の年間約42万頭から平成30

年度は年間約9万頭、殺処分率は平成16年度の約94%から平成30年度の約42%へと大幅に減少した。一方で、殺処分を減らすことを優先した結果、譲渡適性のない個体の譲渡による咬傷事故の発生や、譲渡先の団体における過密飼育等、動物の健康及び安全の確保の観点からの問題が生じているとの指摘がある。今後は、令和元年改正法において地方公共団体が所有者不明の犬又は猫の引取りを拒否できる場合が規定されたことや、早くから引取り数・殺処分率の削減等を進めてきた地方公共団体や野犬やけん等が多く収容される地方公共団体もあることを踏まえ、動物の適正飼養を推進しつつ、殺処分を減らしていく必要がある。

②講ずべき施策

ア 犬又は猫について、地方公共団体からの譲渡時、及び動物取扱業者からの販売時等において、遵守すべき飼養保管の基準に基づき、原則として繁殖を制限しなければならないことについて説明が行われるようにすること、安易な飼養の抑制等により終生飼養を徹底すること、みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置を徹底すること、マイクロチップの装着等による所有明示措置を推進すること、及び遺棄の防止を行うこと等により、地方公共団体における犬及び猫の引取り数について、更なる減少を図ること。

イ 犬及び猫の殺処分を透明性を持って戦略的に減らしていくことが必要であり、以下の殺処分の3分類の特に②に属する個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進め、令和12年度の殺処分数について、平成30年度比50%減となるおおむね2万頭を目指すこと。また、①、③については飼い主責任の徹底や無責任な餌やりの防止により引取り数を減少させ、結果的に該当する動物の数を減らしていくこと。

①譲渡することが適切ではない（治療の見込みがない病気や攻撃性がある等）

②①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）

③引取り後の死亡

ウ 野犬（やけん）が多い地域等では、引取り数・殺処分率又は殺処分数を減少させるため、集中的に捕獲を実施し、野犬（やけん）の再生産を抑制することが必要な場合があり、短期的にこれらの数値が増加してもやむを得ない面があることなどを踏まえ、中長期的な視点に立ち、地域の実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理するとともに、必要な普及啓発等の取組を推進すること。

エ 犬又は猫の譲渡の促進に当たっては団体への譲渡が効果的であることを踏まえつつ、団体への適正な譲渡の推進に向けた現状や課題を整理し、対応について検討すること。

オ 令和元年改正法において、都道府県等が設置する施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにすることや動物愛護管理センターが行う業務が明確化されたことを踏まえ、災害対応や多様な関係者の参画及び協働にも役立つ地域拠点としての役割も考慮して、引き続き、返還又は譲渡の促進に向けた施設整備を推進すること。

カ 令和元年改正法により、愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたこと及び虐待の通報が獣医師に義務づけられたことの周知徹底等を図るとともに、通報への対応等の明確化及び必要な体制の構築について検討すること並びに警察との連携をより一層推進することにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。

キ 終生飼養の責務は、飼い主に最後まで責任をもって動物を飼育することを求めるものだが、やむを得ない理由により適切な飼養管理ができない場合には、動物の健康及び安全の保持の観点から行う譲渡や引取り等が否定されるものではなく、こうした終生飼養の趣旨の適正な理解が進むよう、普及啓発に努めること。

ク 不適正飼養等に起因して、周辺的生活環境が損なわれている事態や動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認められる場合には、令和元年改正法により報告徴収又は立入検査が可能となったことを踏まえ、地方公共団体の指導、監督の強化等に向けた環境を整備すること。

(3) 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止

①現状と課題

動物の不適切な飼養等又は給餌給水により、動物による危害及び周辺的生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に寄せられる苦情等も依然として多い状況にある。所有者不明の犬又は猫について、新たに地方公共団体が引取りを拒否できる場合が規定されたが、動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、危害及び迷惑問題防止の観点から、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する更なる支援等、地域の実情に合わせた対策や対応が必要である。

また、許可を受けて飼養されていた特定動物による人の殺傷事案が発生していること、令和元年改正法により、特定動物に関する規制が強化されたことを踏まえ、厳格な法令遵守が求められている。

②講ずべき施策

ア 住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や給餌若しくは排せつ物の管理等を実施する地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。

イ 生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない

無責任な餌やり行為が望ましくないことについての普及啓発の強化や、地域猫活動に対する理解の促進等を通じ、所有者等のいない子犬及び子猫の発生を防止するための取組を推進すること。

ウ 多頭飼育問題等不適正な飼養に対応するため、関係する地方公共団体の福祉部局等との連携を強化し、周辺の生活環境の保全等を図る措置の在り方について検討し、ガイドラインを作成すること。

エ 特定動物の愛玩目的での飼養又は保管が禁止されるとともに、特定動物が交雑して生じた動物が規制対象に追加されたことについて、周知を推進し、遵守を徹底すること。

オ 特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導すること。

カ 特定動物に関連する法令遵守のため、指導マニュアルの策定等を通じて、地方公共団体が専門知識を持った人材を育成できるよう支援すること。

(4) 所有明示（個体識別）措置の推進

①現状と課題

動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずること（所有明示）は、動物の盗難及び迷子の発生防止に資するとともに、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然防止に寄与するものである。令和元年改正法において、販売される犬又は猫へのマイクロチップの装着、所有者情報の登録等が義務化されたことから、所有明示措置の推進が一層求められており、所有明示措置の意義、役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進する必要がある。

②講ずべき施策

ア 販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録等が義務化された令和元年改正法の趣旨を踏まえ、遺棄の防止や返還の促進を図る効果的な制度運用に向け、必要な検討を行うこと。

イ 義務化対象外の犬又は猫の所有者に対し、マイクロチップの装着を始めとする所有明示措置の必要性に関して啓発を推進しつつ、マイクロチップ装着等の義務対象範囲について検討すること。

(5) 動物取扱業の適正化

①現状と課題

飼養管理が不適切な動物取扱業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不適正飼養の実態があることから、令和元年改正法において動物取扱業者に対する規制が強化された。

このような背景を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、新たな制度の着実な運用を図る必要がある。

②講ずべき施策

ア 登録制度の遵守の徹底に加え、動物取扱責任者の要件の厳格化、動物に関する帳簿の備付けの義務化、遵守基準の具体化、勧告及び命令の権限強化等、新たな規制の着実な運用を図ること。

イ 動物取扱業の更なる適正化に必要な、地方公共団体による動物取扱業者に対する制度の周知や指導及び監視の強化並びに規制の実効性の確保が必要であり、これらに対する支援を検討すること。

ウ 動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図るよう、その主体的な取組を促進すること。

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

①現状と課題

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月環境省告示第88号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。）は、平成25年にその基準の内容を改正し、遵守状況の点検、その結果の公表及び可能な限りの外部機関等による検証の実施について位置づけを行っている。平成29年には実験動物飼養保管等基準解説書研究会による「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」を作成し、関係機関等に周知を行ってきた。動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることに鑑み、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）を踏まえた適切な措置を講じること等が必要とされている。

②講ずべき施策

ア 関係省庁、団体等と連携しながら、実験動物を取り扱う関係機関及び関係者に対し、「3Rの原則」、実験動物の飼養保管等基準の周知の推進や遵守の徹底を進めるとともに、当該基準の遵守状況について、定期的な実態把握を行い、適切な方法により公表すること。

イ 令和元年改正法の附則において、実験動物を取り扱う者等による実験動物の飼養保管状況を勘案し、これら

の者を動物取扱業者に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養保管のための施策の在り方について検討を加えること、また代替法の活用、使用数の削減等による動物の適正な利用の在り方について検討を加えることが規定されたことから、関係省庁と連携し、現行の機関管理体制（自主管理体制）の仕組みについてレビューを行い、その結果を踏まえて、必要な検討を行うこと。

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

①現状と課題

我が国も加盟する国際獣疫事務局（OIE）において、アニマルウェルフェアに関する勧告が順次採択されていることを踏まえ、我が国においては、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」の通知の発出や国の補助事業等による各畜種ごとの「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」の作成・改訂がなされ、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及・定着が図られている。このため、これらの動向を踏まえ、産業動物の飼養等の在り方を検討し、産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和62年10月総理府告示第22号。以下「産業動物の飼養保管基準」という。）を見直す必要がある。

②講ずべき施策

ア 令和元年改正法において、地方公共団体の畜産部局及び公衆衛生部局との連携強化が盛り込まれたことから、関係省庁と連携して、効果的な連携強化の在り方について検討を行うこと。

イ 関係省庁の協力を得ながら、法及び産業動物の飼養保管基準の内容についての周知の推進や遵守の徹底について、効果的な方法を検討し、実施すること。

(8) 災害時対策

①現状と課題

災害時における飼い主責任によるペットとの同行避難の考え方がある程度普及し、「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年3月環境省発行。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、獣医師会や動物愛護団体等による動物救護活動も活発に行われるようになってきている一方で、円滑な避難や救護のためには、飼い主による平時からのしつけやワクチン接種等の適正な飼養管理が重要である。また、避難行動においては、ペットとの同行避難の徹底や避難所、応急仮設住宅での受入れ等が依然として社会的な課題となっている。近年は災害が広域化していることから、関係機関等との連携協力の下に広域的な協力体制を整備しておく必要がある。

②講ずべき施策

ア 都道府県以外の地方公共団体においても、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けが明確化されるよう促すとともに、地域の実情に応じて、ペットの一時預かりや、ペット連れ被災者に対する避難所、応急仮設住宅、復興住宅等での対応が適切に行われるよう、既存施設の活用や施設整備を含め、必要な体制整備を推進すること。

イ ガイドラインの記載内容を踏まえ、ペットを連れた防災訓練の実施等により、地域の特性に応じた平常時の準備、飼い主や動物取扱業者等への避難対策の周知等、必要な体制の整備を推進すること。

ウ 被災地以外の地方公共団体や民間団体と連携した広域的な協力体制について事前の体制整備を推進すること。

エ 産業動物等、ペット以外の動物の災害対策についても、関係省庁間の連携・情報共有を図りつつ、対応を推進すること。

(9) 人材育成

①現状と課題

動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の実施に当たっては相当の知識や技術が必要である。令和元年改正法において、都道府県、指定都市及び中核市は動物愛護管理員等の担当職員を置くこととされ、指定都市及び中核市以外の市区町村も、動物愛護管理担当職員を置くよう努めることとされた。

また、民間を含めた多様な組織や人材の参画・協働も必要である。都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長により委嘱された動物愛護推進員等の人数は、平成30年度末で125地方公共団体のうち72地方公共団体、約3400人となっているものの、未だ委嘱のない地方公共団体もあるなど、民間の有識者等に対して協力を求めることができるような体制の整備はまだ十分とは言えない状況にある。

このため、行政の担当職員や動物愛護推進員等の人材の育成等を更に積極的に推進していく必要がある。

②講ずべき施策

ア 国は、動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。

イ 関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱を推進するとともに、動物虐待等の該当性についての客観的な判断や関係者への適切かつ効果的な監視・指導を行うために必要な研修等の実施を通じ、専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。

ウ 国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業の推進により、普及啓発教材の作成・配布や各種研修会・講演会の開催等を通じて、適正飼養に関する専門的な知識及び技能等を保持する人材の育成を図ること。

(10) 調査研究の推進

①現状と課題

動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたり、かつ応用的であるといった特徴を有していることから関係学会等は広範にわたっており、その知見等が体系的に整理されているとは言えない状況にある。多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する国内外の事例・実態に関する調査研究を推進する必要がある。

②講ずべき施策

- ア 動物虐待等の該当性についての客観的な判断に資するよう、国内における虐待、遺棄等の具体的事例、罰則の適用状況、科学的知見等の集積を行うとともに、それらの分析・評価を進めること。
- イ アニマルウェルフェアの考え方と諸外国等における制度とその運用実態について、文化的・社会的背景等を含めて情報収集を行い、アニマルウェルフェアや動物愛護の考え方、課題、留意点等について整理すること。
- ウ 脊椎動物の苦痛の感受性について、関係機関の協力を得ながら、諸外国等における調査研究、制度とその運用の事例等について情報の収集を行い、時代背景と社会認識の変化や具体的な技術の進歩等に応じて、その取扱いの在り方の整理を行うこと。
- エ 動物の殺処分の方法について、関係機関の協力を得ながら、諸外国等における科学的知見や制度等について情報収集を行い、従事者の安全性や心理的な負担等も考慮して、基本的な考え方や具体的な手法について再整理すること。
- オ 関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献、国内における動物の飼養保管の実態、ペット飼育による社会的効用や新たな社会需要等に係る情報収集を行うこと。

第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

1 計画策定の目的

動物愛護管理推進計画（以下「計画」という。）は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に即して、地域の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、当該目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的として策定するものとする。

2 計画期間

基本指針との体系的な整合性を確保するため、計画期間は、原則として令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とする。

3 対象地域

対象地域は、当該都道府県の区域とする。

4 計画の記載項目

計画の記載項目については、法第6条第2項及び第3項に、動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針、動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項及び動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項と規定されているところであるが、これらを踏まえ、地域の事情に応じ、記載事項の追加、それらの構成の在り方等について、必要に応じて検討するものとする。

5 策定及び実行（省略）

第4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年度、基本指針の達成状況を点検し、その結果を施策に反映させることとする。なお、点検結果については、その概要を公表するものとする。

また、状況の変化に適時的確に対応するため、策定後おおむね5年目に当たる令和7年度を目途として、その見直しを行うこととする。

○福井県動物の愛護および管理に関する条例（平成18年福井県条例第20号）抜すい

(目的)

第一条 この条例は、県民と動物とのかかわり方の変化に伴い、動物との共生が一層重要になることにかんがみ、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項および動物の管理に関する事項を定めることにより、動物を愛護する意識の高揚、動物の健康および安全の保持ならびに動物による人の生命、身体および財産に対する侵害の防止を図ることを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、動物の愛護および管理に関する施策（以下「動物愛護管理施策」という。）を総合的に策定し、および実施するものとする。

(飼い主の責務)

第三条 飼い主（動物の所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、飼い主としての責任を十分に自覚して、動物をその種別、習性等に応じて適正に飼養（保管を含む。以下同じ。）するよう努めるとともに、県が実施する動物愛護管理施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の努力)

第四条 県民は、動物の愛護と適正な飼養に対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する動物愛護管理施策に協力するよう努めるものとする。

(教育および研修の機会の充実等)

第五条 県は、動物愛護管理施策の適切かつ効果的な推進を図るため、動物の愛護と適正な飼養に関する教育および研修の機会の充実、動物に起因する感染性の疾病およびその予防のために必要な事項に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町等との連携協力)

第六条 県は、動物愛護管理施策を実施するに当たっては、市町および動物愛護活動団体（動物の愛護と適正な飼養に関する啓発活動、動物の虐待の防止に関する活動その他の動物の愛護または管理に関する活動を行う団体をいう。次条において同じ。）と連携し、および協力するものとする。

(動物愛護活動団体の活動の促進)

第七条 県は、この条例の目的を効果的に達成するため、動物愛護活動団体の活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(飼い主の遵守事項等)

第八条 飼い主（哺乳類、鳥類または爬（は）虫類に属する動物の飼い主に限り、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号。以下「法」という。）第十二条第一項第四号に規定する第一種動物取扱業者および法第二十四条の三第一項に規定する第二種動物取扱業者（次条第一項において「動物取扱業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 飼養する動物の種類、発育状況等に応じて適切に餌および水を与えること。
 - 二 飼養する動物の健康状態を把握するとともに、その動物が疾病にかかり、または負傷した場合には、速やかに適切な処置を講ずること。
 - 三 動物の飼養のための施設（以下「飼養施設」という。）を設置しているときは、当該飼養施設を飼養する動物の種類、習性等を考慮した適切なものとする。
 - 四 飼養施設を常に清潔に保つこと。
 - 五 飼養する動物が道路、公園その他の公共の場所および他人の土地、建物等を破損し、または汚損することのないようにすること。
 - 六 飼養する動物の数を適切な管理が可能な範囲内とすること。
 - 七 離乳前の動物を譲渡しないこと。
 - 八 飼養する動物が逸走した場合には、速やかに搜索し、および収容すること。
 - 九 飼養する動物が死亡した場合には、その死体を速やかに処理すること。
 - 十 地震、火災、水害等の災害が発生した場合には、当該災害により生ずる被害からその飼養する動物を保護すること。
- 2 飼い主は、その飼養する動物（畜産農業に係るもの、試験研究用または生物学的製剤の製造の用に供するために飼

養しているものおよび法第十条第一項の政令で定める用途に供するために飼養しているものを除く。次項において同じ。)を終生にわたり飼養するよう努めなければならない。

- 3 飼い主は、その飼養する動物を終生にわたり飼養することが困難となったときは、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。
- 4 飼い主になろうとする者は、飼養に先立って、飼養しようとする動物の生態、習性等に関する知識を習得するとともに、飼養の目的および環境等に適した種類および数の動物を選択するよう努めなければならない。

(犬の飼い主の遵守事項)

第九条 動物のうち犬の飼い主(以下「犬の飼い主」という。)(動物取扱業者を除く。次項において同じ。)は、前条に規定するもののほか、飼養する犬による人の生命、身体または財産に対する侵害を防止するため、当該犬について係留(犬を柵、おりその他の当該犬の逸走を防止するための囲いの中で、または一定の場所において固定した物に綱、鎖等で確実につないで飼養することをいう。以下同じ。)をしなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～三 (省略)

- 2 犬の飼い主は、飼養する犬に対し必要なしつけを行うよう努めるものとする。

(係留をされていない犬の収容)

第十条 知事は、係留をされていない犬(前条第一項ただし書に規定する場合に該当して係留をされていない犬を除く。次条第一項において同じ。)があるときは、その職員にこれを収容させることができる。

- 2 前項の規定により犬を収容しようとする職員は、追跡中の犬がその飼い主またはその他の者の土地、建物または船車内に入ったときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所に立ち入ることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 3 第一項の規定により犬を収容する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(引き取るべき旨の通知等および処分)

第十二条 知事は、第十条第一項の規定により犬を収容させた場合において、その犬の所有者が判明しているときはその所有者に対しこれを引き取るべき旨を通知し、その犬の所有者が判明していないときはその犬を収容した日時および場所その他必要な事項を公示するものとする。

- 2 知事は、所有者が前項の規定による通知を受けた後一日以内に、または同項の規定による公示をした日から三日を経過する日までに、その犬を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、所有者からやむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない旨および相当の期間内に引き取る旨の申し出があったときは、その申し出た期間が経過するまで、これを処分することができない。
- 3 前二項の規定(所有者の判明していない犬に係る部分に限る。)は、知事が、法第三十五条第三項において準用する同条第一項本文の規定により犬または猫を引き取った場合および法第三十六条第二項の規定により犬、猫等の動物を収容した場合について準用する。

(動物の譲渡)

第十二条の二 知事は、前条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により処分することができることとなった犬、猫等の動物および法第三十五条第一項本文の規定により引き取った犬または猫を、その飼養を希望する者で適正に飼養することができるものと認めるものに譲渡することができる。

- 2 前項の規定による譲渡を求める者は、その旨を知事に申し出なければならない。

(特定動物が逸走した場合の措置)

第十四条 法第二十八条第一項に規定する特定動物飼養者(以下「特定動物飼養者」という。)は、その飼養する特定動物(法第二十五条の二に規定する特定動物をいう。以下同じ。)が逸走したときは、直ちに、知事にその旨を通報するとともに、付近の住民への周知その他の人の生命、身体または財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2～3 (省略)

(事故発生時の措置)

第十五条 特定動物飼養者は、その飼養する特定動物が人の生命または身体に害を加えたときは、直ちに、適切な応急

の措置および再発を防止するための措置を講ずるとともに、当該被害の状況およびその講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

- 2 犬の飼い主は、その飼養する犬が人をかんだときは、前項に規定する措置を講ずるとともに、直ちに、その旨の知事への届出をし、および狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならない。

(報告および検査)

第十六条 知事は、第八条、第九条および第十三条から前条までの規定の施行に必要な限度において、飼い主に対し、飼養施設の状況、動物の飼養の方法その他必要な事項に関し報告を求め、またはその職員に、当該飼い主の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十条第三項の規定は、前項の規定により立入検査をする場合について準用する。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護指導員)

第十七条 法第三十七条の三第一項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護指導員を置く。

- 2 (省 略)

福井県動物愛護管理推進協議会 名簿

氏 名	所 属
高 木 平 光	公益社団法人福井県獣医師会 会長
大 門 由美子	公益社団法人福井県獣医師会 副会長
大 森 慈 子	仁愛大学人間学部心理学科 人間学部長 教授
坂 川 逸 海	公益社団法人日本愛玩動物協会
宮 原 佳 奈	一般社団法人全国ペット協会 (国際動物看護専門学校 動物看護学科 教務責任者)
達 川 昌 美	福井県自治会連合会 会長
田 村 洋 子	福井県連合婦人会 会長
井 上 満 枝	一般社団法人福井県子ども会育成連合会 会長
佐 藤 一 博	福井市保健衛生部福井市保健所 所長
杉 崎 邦 雄	高浜町住民生活課 課長
三 崎 光 昭	福井県教育庁義務教育課 課長
服 部 和 恵	福井県健康福祉部 部長

(敬称略)



<策定の経緯>

令和4年	6月21日	第1回協議会 (計画改定の方向性について協議)
	11月16日	第2回協議会 (改定計画の骨子について協議)
令和5年	1月17日	市町からの意見聴取 (~2月9日)
	2月 8日	第3回協議会 (改定計画(案)について協議)
	2月 8日	県民パブリックコメントの実施 (~22日)
	3月31日	計画公表

第3次福井県動物愛護推進計画

発 行 令和5年6月

編 集 福井県健康福祉部
健康医療局 医薬食品・衛生課

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号
TEL (0776) 20-0354 FAX (0776) 20-0630
E-mail: iyakushokuei@pref.fukui.lg.jp

